

1 高圧ガス保安行政の動向について

(1) 国における動向

令和2(2020)年における高圧ガス保安法に関する経済産業省からの通知又は法令の主な改正内容等は以下のとおりです。改正の詳しい内容は、経済産業省ホームページでご確認ください。

※ 経済産業省（産業保安）ホームページ

http://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/index.html

	項目	対象法令等	改正の概要	措置
1	圧縮水素スタンドにおける保安監督者の選任要件の合理化等	○一般高圧ガス保安規則 ○特定設備検査規則 ○コンビナート等保安規則	・第一種製造者の圧縮水素スタンドにおいて、保安監督者の選任要件として必要になる高圧ガスの製造に関する経験として、水素以外の高圧ガスの製造に関する経験を認めるもの。	R2.2.28 公布・施行
2	新型コロナウイルスの影響を踏まえた措置について（講習等受講期限の延長）	○液化石油ガス保安規則 ○一般高圧ガス保安規則 ○コンビナート等保安規則	・保安係員、保安主任者又は保安器各推進員について法定講習を受けさせなければならない期間が令和元年度で終了する場合、期間を延長する措置。	R2.3.17 公布・施行
3	新型コロナウイルスの影響を踏まえた措置について（保安検査及び定期自主検査の期間延長）	○容器保安規則 ○冷凍保安規則 ○液化石油ガス保安規則 ○一般高圧ガス保安規則 ○コンビナート等保安規則 ○国際相互承認に係る容器保安規則	・保安検査を受け、又は自ら行わなければならない期間並びに定期自主検査を行わなければならない期間が令和2年4月10日から9月30日の間に満了するものが、当該時期を4月延長できるようにする措置。	R2.4.10 公布・施行
4	車載容器のリユース許容	○容器保安規則に基づき表示等の細目、容器再検査の方法等を定める告示 ○高圧ガス保安法及び関係省令等の運用及び解釈について（内規）	・水素自動車等の燃料装置用ボンベ及び付属品について、ガイドラインに従って転載を行う場合は容器再検査及び付属品再検査を合格とするものとする改正。	R2.6.15 公布 R2.7.1 施行
5	新型コロナウイルスの影響を踏まえた措置について（認定のWeb審査導入等）	○冷凍保安規則 ○液化石油ガス保安規則 ○一般高圧ガス保安規則 ○高圧ガス保安法に基づく高圧ガス製造保安責任者試験等に関する規則 ○コンビナート等保安規則 ○高圧ガス保安法に基づく指定試験機関等に関する省令	・法令上、保安検査等を自ら行うことができる事業者の認定にあって、現地審査に代わってWeb審査を受けることを可能とするもの（ただし、事後的に現地確認を要する） ・製造保安責任者試験又は販売主任者試験の科目免除を申請しようとするものは、講習修了証又はその写しの添付により科目免除を行うことを可能とするもの。	R2.6.26 公布・施行

			・保安企画推進員等が選任後6月以内に受けなければならない義務講習について、R2.2.1～R2.6.30までに受講期限を迎える場合には、その期限を6か月延長したもの。	
6	遠隔監視によるセルフ圧縮水素スタンド	○一般高圧ガス保安規則 ○製造施設の位置、構造及び設備並びに製造の方法等に関する技術基準の細目を定める告示 ○高圧ガス保安法及び関係政省令等の運用及び解釈について（内規）	・圧縮水素スタンドにおける従業者の常駐を前提とせず顧客自ら圧縮水素の充填に係る行為をさせる方法による高圧ガスの製造を可能とするため、一般則に新たに第7条の4を定める等、車両の燃料装置用容器にセルフ充填を行う圧縮水素スタンドの保安確保上必要な技術基準を整備するもの。	R2.8.6 公布 R2.8.7 施行
7	目視検査へのドローンの活用	○冷凍保安規則 ○液化石油ガス保安規則 ○一般高圧ガス保安規則 ○コンビナート等保安規則 ○高圧ガス保安法及び関係政省令等の運用及び解釈について（内規）	・完成検査及び保安検査の目視検査でカメラを搭載したドローン等を活用した検査を可能とするため、完成検査の方法及び保安検査の方法の改正をしたもの。	R2.10.30 公布・施行
8	押印・署名廃止等	○容器保安規則 ○冷凍保安規則 ○液化石油ガス保安規則 ○一般高圧ガス保安規則 ○特定設備検査規則 ○コンビナート等保安規則 ○高圧ガス保安法に基づく指定試験機関等に関する省令 ○国際相互承認に係る容器保安規則	経済産業省が所管する省令において、押印を求めている手続きに関して押印を不要とするため所要の規定等の整備を行ったもの。	R2.12.28 公布・施行

また、経済産業省では、今後の高圧ガスに係る保安のあり方について審議を行うため、産業構造審議会保安・消費生活用製品安全分科会の中に高圧ガス小委員会を設置し、主に「自然災害への対応」「産業事故の対応」「新しい時代の要請への対応」について審議が行われています。令和2(2020)年の保安・消費生活用製品安全分科会及び高圧ガス小委員会の開催状況は以下のとおりです。

なお、審議の詳しい内容は、経済産業省（保安・消費生活用製品安全分科会）ホームページでご確認ください。

	開催日	主な審議内容
1	平成2年3月12日 (高圧ガス小委員会) ※書面開催	○ 高圧ガス事故及び不適切事案と対応 ○ スマート保安の推進 ○ 水素社会の実現に向けた高圧ガス保安規制
2	令和2年11月16日 (高圧ガス小委員会) ※オンライン開催	○ 水素社会の実現に向けた高圧ガス保安の取り組み状況について ○ 特定不活性ガスの性能規定化 ○ 一般複合容器に関する規制の見直し等について ○ スマート保安の推進

3	令和2年6月4日 (保安・消費生活用製品安全分科会) ※オンライン開催	○ 令和元年台風災害を受けた対策の進捗について ○ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた対応について ○ 今後の産業保安行政のあり方について
4	令和3年1月21日～27日 (保安・消費生活用製品安全分科会) ※書面開催	○ 産業保安基本制度小委員会の設置について

(2) 本県における動向

① 令和元年度高圧ガス第一種製造者立入検査について

高圧ガス保安法第62条第1項の規定及び「令和元年度高圧ガス第一種製造者立入検査実施要領」に基づき、70事業所について書面による検査を行いました。

ア 指導事項

検査の結果は以下のとおりです。高圧ガス保安法の規定に適合していない事項については改善を求めました。

立入検査実施事業所 : 70事業所	
指導事項なし :	41事業所 (59%)
指導事項あり :	29事業所 (41%)
① 帳簿の記載内容漏れ・未整備	9事業所
② 日常・月例点検の不備	8事業所
③ 保安教育計画の未策定、保安教育の未実施	6事業所
④ 保安係員等未届・未選任	5事業所
⑤ 危害予防規程の未修正	5事業所
⑥ 定期自主検査の未実施	2事業所
⑦ 保安係員等の法定講習未受講	0事業所
⑧ その他	1事業所

①～⑧は延べ数

<傾向>

①について、容器授受簿における充填圧力・質量の内容漏れが多く見受けられます。

②のうち、緊急遮断装置の点検漏れが2件、警報装置の点検漏れが2件ありました。

④について、保安係員が直(例:日直、宿直)ごとに選任がされていない事例がありました。

⑤について、組織改編等の変更により、危害予防規程の修正が必要なにもかかわらず、修正していない事例がありました。また、危害予防規程は制定されているものの、一部の設備について制定されていない事例がありました。

イ 重点確認項目

令和元年度の重点確認項目に対する各事業所の回答例は以下のとおりです。

<非常時の対応>

項目	回答例
災害リスクの確認	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自然災害のうち、地震が最も多い。 ・ 次に台風、雷が多い。
ハード面対策	<ul style="list-style-type: none"> ・ チェーン掛けによる容器の転倒防止 ・ 感震器による設備の自動停止 ・ 耐震補強、設備のアンカー固定 ・ バックアップ電源の確保
ソフト面対策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防災・避難訓練の実施 ・ 緊急時マニュアル、復旧計画の整備 ・ 保安教育に非常時対応を含める。 ・ ハザードマップを確認する。
通報体制	<ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急連絡網の整備 ・ 一斉メールによる従業員の安否確認 ・ 緊急時は連絡なくても出勤する体制整備 ・ 衛星電話、災害用電話

<その他の事項>

項目	回答例
リスクマネジメント	<p>大部分の事業者が未策定の状況であったが、「ヒヤリハット事例の共有」や「危険予知活動」は、多数の事業者が実施していた。不具合・事故情報を社内の事業所間で共有する事例もあった。</p>

② 容器検査所立入検査について

高圧ガス保安法第 62 条第 1 項の規定及び「令和 2 年度容器検査所立入検査実施要領」に基づき、5 事業所について書面等による検査を行いました。（他 2 事業所は、3 月に検査予定。）

③ 高圧ガス保安活動促進週間について

「高圧ガス保安活動促進週間実施要領」に基づき、関係団体と協力し、高圧ガスの保安意識の高揚及び保安活動の促進に努めました。

なお、本年度も、特に高圧ガス容器の危険性及び適正な取扱いについて、(公社)栃木県産業資源循環協会及び各市町の協力をいただき、関係者に周知しました。

④ 危険物運搬車両に対する指導取締りについて

栃木県警察本部からの依頼に基づき、危険物運搬車両による事故の未然防止と危険物取扱者の遵法意識の高揚を図ることを目的として、11 月に県内 1 ヶ所（下野市）において高圧ガス移動車両に対する指導取締りを実施しました。

⑤ 令和2年度栃木県高圧ガス保安大会について

県及び高圧ガス関係団体の共催により、高圧ガスによる災害の防止及び保安の確保に対する認識を深めるとともに、保安の確保等に顕著な功績のあった個人又は団体等に対する知事表彰を行うことにより、高圧ガスの自主保安意識の高揚を目的として、本年度も令和2(2020)年11月18日に関係者約100名の出席をいただき栃木県高圧ガス保安大会を開催しました。



【写真：令和2年度栃木県高圧ガス保安大会】